

第3章 機械設備

第1節 適

用

3.1.1 適 用

本章は、建築物等の機械設備に関する定期点検、臨時点検及び保守に適用する。

3.1.2 用語の定義

本章において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「性能点検」とは、労働安全衛生法第41条第2項に定める性能検査及び人事院規則10-4第32条第1項に定める性能検査に該当するものをいう。
- (2) 「月例点検」とは、労働安全衛生法第45条第1項に定める定期検査及び人事院規則10-4第32条第1項に定める定期検査に該当するものをいう。
- (3) 「シーズンイン点検」とは、冷房又は暖房期間開始直前に行う点検をいう。
- (4) 「シーズンオン点検」とは、冷房又は暖房期間中に行う点検をいう。
- (5) 「シーズンオフ点検」とは冷房又は暖房期間終了直後に行う点検をいう。
- (6) 「精密検査」とは、ある部分の一部又は全部に劣火化現象がある場合に、当該部位について行うべき修理若しくは部分交換又は更新の判断が、通常の点検によっては困難であるため、さらに詳細に行う必要のある調査又は診断をいう。

3.1.3 フロン類の取扱い

フロン類は、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」に基づき適切に取扱うものとする。

第2節 冷熱源機器

3.2.1 ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機

- (a) 「高圧ガス保安法」、「冷凍保安規則」及び「冷凍保安規則関係基準」に定めるところによる。
- (b) ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機の点検項目及び点検内容は、表3.2.1による。
- (c) 点検周期は、次による。
 - (1) シーズンイン点検：年2回
 - (2) シーズンオン点検：年2回（運転期間中に限る。実施は施設管理担当者と協議する。）
 - (3) シーズンオフ点検：年2回
 - (4) ガスエンジンの点検：6月1回

表3.2.1 ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機（ガスエンジンの点検）

(1/2)

点 検 項 目	点 検 内 容	備 考
1. 外観の状況	腐食、変形、破損等の有無を点検する。	
2. エンジンオイル	オイルの漏れ、変色等の有無の点検をする。	
3. バルブクリアランス	クリアランスの点検をする。	

点 検 項 目	点 検 内 容	備 考
4. 冷却水	冷却水の漏れ及び汚れの有無を点検する。	
5. オイルフィルター	交換時間に達していないことを確認する。	
6. エアクリーナー	汚れの有無を点検する。	
7. 点火プラグ	交換時間に達していないことを確認する。	
8. ドレンフィルタ充填石	量が適正であることを確認する。	
9. 圧縮機駆動用ベルト	弛み等の有無を点検する。	
10. ブローバイフィルタ ー	交換時間に達していないことを確認する。	
11. 燃料ガス系統	燃料ガスの漏れの有無を点検する。	

第3節 空気調和等関連機器

3.3.1 送 風 機 (a) 送風機の点検項目及び点検内容は、表3.3.1による。

表3.3.1 送 風 機

点 検 項 目	点 検 内 容	周期	備 考
1. 基礎・固定部	① き裂、沈下等の有無を点検する。 ② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みを点検する。 ③ 防振材の破損等の有無を点検する。 ④ 天井吊りの場合の転倒防止、吊り支持等の金具の緩み及び腐食の有無を点検する。	1Y 6M 6M 6M	・電動機直結形のものを除く
2. 外観の状況	① 汚れの有無を点検する。 ② 腐食及びボルトの緩みの有無を点検する。	1M 1M	
3. 電動機	① 電動機が外部より調査できる場合は、発熱の異常の有無を点検する。 ② 回転方向が正しいことを確認する。 ③ 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ④ 運転電流が、定格値以下であることを確認する。	1M 1Y 6M 1M	
4. 軸受	発熱、音及び振動の有無を点検する。	1M	
5. Vベルト	弛み、摩擦、損傷等の有無を点検する。	6M	
6. Vベルトカバー	変形、損傷等の有無を点検する。	6M	
7. Vプーリ	① 摩擦、損傷等の有無を点検する。 ② 芯出しの良否を点検する。	6M 6M	
8. 羽根車	① 汚れ、変形、腐食等の有無を点検する。 ② ボルトの緩みの有無を点検する。 ③ ケーシング等に接触していないことを確認する。	1Y 1Y 1Y	
9. 運転調整	① 運転時における電圧変動が規定値内であることを確認する。 ② 運転電流が定格以下であることを確認する。	1Y 1Y	

3.3.2 天井扇及び有圧換気扇

天井扇及び有圧換気扇の点検項目及び点検内容は、表 3.3.2 による。

表 3.3.2 天井扇及び有圧換気扇

点 検 項 目	点 検 内 容	周期	備 考
1. 固定部	① き裂等の有無を点検する。 ② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みを点検する。 ③ 防振材の破損、劣化等の有無を点検する。 ④ 天井吊りの場合は、脱落防止、吊り支持等の金具の緩み及び腐食の有無を点検する。	1Y 1Y 1Y 1Y	
2. 外観の状況	① 汚れの有無を点検する。 ② 腐食及びボルトの緩みの有無を点検する。	1Y 1Y	
3. 電動機	① 回転方向が正しいことを確認する。 ② 表面温度の異常の有無を点検する。 ③ 前縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ④ 運転電流が規定値内であることを確認する。	1Y 1Y 1Y 1Y	
4. 羽根車	① 汚れ、変形、さび等の有無を点検する。 ② ボルトの緩みの有無を点検する。 ③ フレーム等に接触していないことを確認する。 ④ 音及び振動の異常の有無を点検する。	1Y 1Y 1Y 1Y	

3.3.3 全熱交換器

全熱交換器の点検項目及び点検内容は、表 3.3.3 による。

3.3.3 全熱交換器 (2,000m³/h 以上の静止形)

(1/2)

点 検 項 目	点 検 内 容	周期	備 考
1. 基礎・固定部	① き裂、沈下等の有無を点検する。 ② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みを点検する。	1Y 6M	
2. 外観の状況			
a. 本体及び点検口	さび、腐食、変形、破損等の有無を点検する。	1Y	
b. フィルター	詰まり、損傷等の有無を点検する。	1M	
c. 保温剤	破損の有無を点検する。	1Y	
3. 熱交換エレメント			
a. エレメント	詰まり、損傷等の有無を点検する。	6M	

点 検 項 目	点 検 内 容	周期	備 考
b. ケーシング	汚れ、さび、腐食等の有無を点検する。	1Y	
4. 電気系統			
a. 電圧	電圧の変動が規定値内にあることを確認する。	1Y	
b. 電動機	① 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	
	② 表面温度の異常の有無を点検する。	1Y	
	③ 電流が定格値内であることを確認する。	6M	
	④ オイルシールの油漏れの有無を点検する。	1Y	

第4節 給排水衛生機器

3.4.1 衛生器具

衛生器具の点検項目及び点検内容は、表3.4.1による。

表3.4.1 衛 生 器 具

点 検 項 目	点 検 内 容	周期	備 考
1. 洗面器、手洗器、掃除流し及び台所流し	① き裂、破損等の有無を点検する。	6M	
	② 器具と排水金具、排水管、トラップ等の接続部の緩み及び腐食、損傷等の有無を点検する。	6M	
	③ 排水のひき具合及び詰まりの有無を点検する。	6M	
	④ トラップの封水の良否を点検する。	6M	
2. 小便及び大便器	① き裂、破損等の有無を点検する。	6M	
	② 便器のフランジ及びボルトの緩み、損傷等の有無を点検する。	6M	
	③ 洗浄管及び便器の接続部の水漏れの有無を点検する。	6M	
	④ 排水状況及び詰まりの有無を点検する。	6M	
	⑤ トラップの封水の良否及び詰まりの有無を点検する。	6M	
	⑥ 水圧及び吐水時間の適否を点検する。	6M	
	⑦ 節水装置（自動洗浄）作動の良否を点検する。	6M	
3. シスタック及び洗浄弁	① タンク内の汚れ及びボールタップのピストン部の詰まりの有無を点検する。	6M	
	② ボールタップの作動の良否を点検する。	6M	
	③ 洗浄管の詰まりの有無を点検する。	6M	
	④ 弁を操作して排水状態の良否を点検する。	6M	
	⑤ 弁を操作してピストン及びハンドルノブの作動の良否を点検する。	6M	
	⑥ 逆流防止器の空気取入口の詰まりの有無を点検する。	6M	
	⑦ 水圧及び吐水時間の適否を点検する。	6M	

第5節 昇 降 機

3.5.1 エレベーター

- (a) 「建築基準法」並びにこれに基づく地方条例及び「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針（平成5年6月30日住防発第17号）」、「人事院規則10-4」又は「昇降機検査標準（JIS A 4302）」に定めるところによる。
- (b) 労働安全衛生法、クレーン等安全規則に基づく点検が必要な場合は、当該法令の定めるところによる。また、性能検査に立合うものとし、検査の申請料の負担は、受注者の負担とする。
- (c) エレベーターの点検項目及び点検内容は、表3.5.1(A)及び表3.5.1(B)による。
- (d) フルメンテナンス契約においては、部品、消耗部品等の調整、修理及び交換を行う。ただし、表3.5.1(A)から表3.5.1(B)の備考欄に（※）印を付した事項の実施及び別のものの交換は除く。
- (1) 巻上機のギアケース
 - (2) 電動機のフレーム
 - (3) 制御盤等のキャビネット
 - (4) 油圧エレベーターの油タンク、圧力配管、プランジャ及びシリンダー
 - (5) かご及びかご内の仕上げ材
 - (6) 乗場戸、三方枠、表示器
 - (7) その他上記に類するもの

表3.5.1(A) エレベーター

(1/6)

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
1. かご			
a. 運行状態	乗り心地、着床段差等の運行状態の良否を点検する。	1 M	
b. かご室の周壁、天井及び床	摩耗、さび、腐食等の有無を点検する。	3 M	
c. かごの戸及び敷居	① ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有無を点検する。 ② 取付けの良否及び戸の隙間の適否を点検する。	6 M 1 Y	
d. かごの戸のスイッチ	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 作動の良否を点検する。	6 M 6 M	
e. 戸閉め安全装置	戸の反転動作機能などの作動状態の良否を点検する。	1 M	・当該スイッチがある場合に限る。
f. かご操作盤及び位置表示灯	① 作動の良否を点検する。 ② 取付けの良否を点検する。	3 M 3 M	
g. 外部への連絡装置	呼出し及び通話の良否を点検する。	3 M	
h. 照明	球切れ及びちらつきの有無を点検する。	3 M	
i. 停止スイッチ	作動の良否を点検する。	3 M	

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
j. 注意銘板の表示	用途、積載質量（又は積載量）及び最大定員の表示の適否を点検する。	3 M	・表示が適用でない場合の交換
k. 停電灯装置	① 点灯状態の良否を点検する。 ② 基準照度を基準時間以上保持できる状態のバッテリーであることを確認する。	3 M 1 Y	・当該装置がある場合に限る。 ・当該装置がある場合に限る。
l. 各階強制停止装置	作動の良否を点検する。	6 M	・当該装置がある場合に限る。
m. かご床先と昇降路壁の水平距離	出入口の床先とかごの床先との水平距離及びかご床先と昇降路壁（乗用又は寝台用エレベーターに限る）との水平距離が規定値内にあることを確認する。	1 Y	・異常がある場合の精密調査及び修理
n. 光電装置	作動の良否を点検する。	1 M	・当該装置がある場合に限る。
o. 側部救出口	施錠及びスイッチの作動の良否を点検する。	1 Y	・当該装置がある場合に限る。
p. 専用操作盤	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 作動の良否を点検する。	3 M 3 M	
q. 鏡及び手すり	取付けの良否を点検する。	3 M	・調整不能の場合の修理
2. かごの周囲及び昇降路			
a. かごの上部の外観	汚れの有無を点検する。	3 M	
b. 非常救出口	① かご外部からの開閉の良否を点検する。 ② 救出口スイッチを作動させた場合にエレベーターが停止することを確認する。	6 M 6 M	
c. 戸の開閉装置	① 戸の開閉状態及び開閉時間の良否を点検する。 ② 開閉機構の取付け状態の良否を点検する。 ③ 軸受の音及び温度の異常の有無を点検する。	1 M 1 Y 1 Y	
d. リタイアリングカム	取り付け状態及び作動の良否並びに摩耗等の有無を点検する。	6 M	・当該装置がある場合に限る。

点 検 項 目	点 検 内 容	周期	備 考
e. かご上安全スイッチ及び運転装置	作動の良否を点検する。	6 M	
f. かごつり車及びおもりのつり車	① 回転時に、軸受けの音及び振動の有無を点検する。 ② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。 ③ 取付け状態の良否及び亀裂の有無を点検する。	1 Y 1 Y 1 Y	・当該装置がある場合に限る。 ・当該装置がある場合に限る。 ・当該装置がある場合に限る。
g. ガイドシュー又はローラーガイド	取付け状態の良否及び摩耗の有無を点検する。	1 Y	
h. 主索及び调速機ロープ	① 破断、摩耗及びさびの有無を点検し、基準に適合していることを確認する。 ② 取付け状態の良否並びにダブルナット及び割ピンの劣化の有無を点検する。 ③ すべての主索が、ほぼ均等な張力であることを点検する。	1 Y 1 Y 6 M	
i. ガイドレール及びブラケット	① 取付け状態の良否を点検する。 ② さび、変形、摩耗等の有無を点検する。	6 M 1 Y	
j. 非常止め装置	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 非常止めの試験を行い、異常のないことを確認する。	1 Y 1 Y	
k. 非常止めロープ	さび、戻戻り、変形等の有無及び巻取りの良否を点検する。	1 Y	・当該ロープがある場合に限る。
l. はかり装置	作動した場合に警報を発し、かつ、戸が閉まらないことを確認する。	1 Y	・当該装置がある場合に限る。
m. つり合いおもり	取付け状態の良否を点検する。	6 M	
n. 上部ファイナルリミットスイッチ	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 作動の良否を点検する。	6 M 6 M	
o. 誘導板及びリミットスイッチ	取付け状態の良否を点検する。	1 Y	
p. 中間つなぎ箱及び配管	① ケーブルの取付け状態の良否を点検する。 ② 昇降機に直接関係のない配管配線がないことを確認する。	1 Y 1 Y	

点 検 項 目	点 検 内 容	周期	備 考
q. 着床装置	作動の良否を点検する。	1 Y	
r. ドアインターロックスイッチ	① 作動の良否を点検する。 ② 取付け状態の良否を点検する。	1 M 6 M	
s. 給油器	① 給油機能の異常の有無を点検する。 ② 油量の適否を点検する。	6 M 6 M	
t. ドアクローザ	ドア開閉で自動的に閉じる機能に異常がないことを確認する。	6 M	
u. ハンガーローラ及び連動ロープ	① 取付け状態及び作動の良否を点検する。 ② ハンガーのおどり止めの状態が適切であることを確認する。	6 M 6 M	
v. ドアレール	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 摩耗及びさびの有無を点検する。	6 M 6 M	
w. 終端階強制減速装置	作動の良否を点検する。	1 Y	・当該装置がある場合に限る。
x. 昇降路	① 各出入り口敷居下部の保護盤の取付け状態の良否を点検する。 ② エレベーターに係る設備以外のものの有無を点検する。 ③ 昇降路のき裂及び損傷の有無を点検する。 ④ 地震その他の震動でかご及びロープが昇降路内の壁、機器等と接触しない措置が施されていることを確認する。	1 Y 6 M 1 Y 1 Y	・エレベーターに係る設備以外のものがある場合の撤去 ・き裂又は損傷がある場合の精密調査 ・接触のおそれがある場合の修理
4. 乗場			
a. 乗場ボタン及び表示灯	① 乗場ボタンの作動の良否を点検する。 ② 表示灯の球切れの有無を点検する。 ③ 取付け状態の良否を点検する。	3 M 3 M 3 M	
b. 非常開錠装置	解錠に支障がないことを確認する。	1 Y	
c. 乗場の戸及び敷居	① ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有無を点検する。 ② 取付け状態の良否及び戸の隙間の適否を点検する。	3 M 1 Y	

点 検 項 目	点 検 内 容	周期	備 考
5. ピット	① 漏水の有無を点検する。	6 M	・漏水がある場合の精密調査及び修理 (※)
a. 環境状況	② 汚れ及びエレベーターに係る設備以外の者の有無を点検する。	6 M	
b. 緩衝器	① 取付け状態の良否を点検する。	6 M	・汚れ又はエレベーターに係る設備以外のものがある場合の清掃又は撤去)
	② スプリング又はプランジャーのさびの有無を点検する。	6 M	
	③ 作動油の油量の適否を点検する。	1 Y	・油入式の場合に限る。
c. ガバナロープ及びその他の張り車	① 走行中に、音に異常のないことを確認する。	3 M	
	② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。	1 Y	
	③ ピット床面との隙間の適否を点検する。	1 Y	
d. 移動ケーブル	① かごの運行時に、揺れ及び振れに異常のないことを確認する。	1 Y	
	② 取付け状態の良否及び損傷等の有無を点検する。	1 Y	
e. 下部ファイナルリミットスイッチ	① 取付け状態の良否を点検する。	1 Y	
	② 作動の良否を点検する。	6 M	
f. つり合いロープ(鎖) 及び取付け部	取付け状態の良否及びさび、摩耗、破断等の有無を点検する。	1 Y	・当該設備がある場合に限る。
g. つり合いおもり底部隙間	かごが最上階に着床しているときのつり合いおもりと緩衝器との距離及びかごが最下階に着床しているときのかごと緩衝器との距離が規定値にあることを確認する。	1 Y	
h. タイダウンセーフティ	取付け状態の良否を点検する。	1 Y	・当該設備がある場合に限る。
i. 耐震対策	地震その他の振動で、かごがピット内の機器と接触しない措置が施されていることを確認する。	1 Y	・接触のおそれがある
6. 付加装置			
a. 地震時管制運転装置	動作の良否を点検する。	1 Y	

点 検 項 目	点 検 内 容	周期	備 考
b. 火災時管制運転装置	動作の良否を点検する。	1 Y	
c. 自家発管制運転装置	動作の良否を点検する。	1 Y	
d. 停電時自動着床装置	① 動作の良否を点検する。 ② バッテリー液に不足がないことを確認する。	1 Y 3 M	
e. オートアナウンス装置	動作の良否を点検する。	6 M	
f. 故障自動通報システム	動作の良否を点検する。	6 M	

表 3. 5. 1 (B) 機械室なしエレベーター

(1/2)

点 検 項 目	点 検 内 容	周期	備 考
1. 機械類			
a. 主開閉器、受電盤、制御盤、起動盤及び信号盤	① 作動の良否を点検する。 ② 端子の緩み及びヒューズエレメントの異常の有無を点検する。 ③ 次に示す回路の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・電動機主回路 ・制御回路 ・信号回路 ・照明回路 ④ 主開閉器の操作及び動作の良否を点検する。	3 M 1 Y 1 Y 6 M	
b. 制御盤カバースイッチ	スイッチの作動の良否を点検する。	1 Y	・当該スイッチがある場合に限る。
c. 巻上機	① 潤滑状態の良否及び油漏れの有無を点検する。 ② 歯当りの良否を点検する。 ③ 回転時に軸受の音及び振動の異常の有無を点検する。 ④ 綱車のひび割れ、ロープ溝の摩耗及びロープスリップの有無を点検する。	3 M 1 Y 1 Y 1 Y	
d. 電磁ブレーキ	① 作動の良否を点検する。 ② スリップの異常の有無を点検する。 ③ ブレーキシュー、アーム及びプランジャの作動の良否を点検する。	1 M 3 M 6 M	

点 検 項 目	点 検 内 容	周期	備 考
e. 電動機	① 運転状態の良否を点検する。 ② 振動、音及び温度の異常の有無を点検する。	1 M 3 M	
f. 調速機	① 音及び振動の異常の有無を点検する。 ② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。 ③ 過速スイッチ及びキャッチの作動速度を確認し、その値が基準値に適合していることを確認する。	3 M 1 Y 1 Y	
2. かごの周囲及び昇降路			
a. 返し車	① 回転時に軸受の音及び振動の異常の有無を点検する。 ② ロープ溝の摩擦の有無を点検する。 ③ 取付け状態の良否及び亀裂の有無を点検する。	6 M 1 Y 1 Y	・当該スイッチがある場合に限る。
b. 頂部安全距離確保スイッチ	作動させた場合に、頂部安全距離が規定値以上確保できることを確認する。	1 Y	
3. 乗場			
a. ブレーキ開放装置	機能の良否を点検する。	1 Y	
b. かご運転装置	機能の良否を点検する。	6 M	・当該装置がある場合に限る。
4. ビット			
a. 保安用停止スイッチ	作動の機能の良否を点検する。	1 Y	
b. 底部安全距離確保スイッチ	作動させた場合に、底部安全距離が規定値以上確保できることを確認する。	1 Y	
c. かご下降防止装置	機能の良否を点検する。	1 Y	・当該装置がある場合に限る。
d. ビット冠水スイッチ	作動の良否を点検する。	1 Y	

第6節 浄化槽

4.6.1 適用

- (a) 「浄化槽法」、「浄化槽法施行令」及び「環境省関係浄化槽法施行規則」並びに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定めるところによる。
- (b) 本節の浄化槽は浄化槽法第2条第1号に定める浄化槽に適用する。

4.6.2 点検及び保守

- (a) 一般事項は、次による。
 - (1) 点検は、本項に定めるところにより適正に行い、必要に応じ、保守その他の措置を講じるものとする。
 - (2) 浄化槽法第10条第1項の規定による保守点検の回数は、通常の使用状況において、表4.6.1に定めるものとする。
 - (3) 駆動装置又はポンプ設備の作動状況の点検及び消毒剤の補給は、必要に応じ、随時行うものとする。
 - (4) 表4.6.1において、処理対象人員の算定は、日本工業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302）」に定めるところによるものとする。ただし、1未満の端数は、切り上げるものとする。

表 4.6.1 浄化槽の点検周期

処 理 法	浄 化 槽 の 種 類	点検周期
分離接触ばっ気方式、嫌気ろ床接触ばっ気方式又は脱窒ろ床接触ばっ気方式	処理対象人員が21人以上50人以下の浄化槽	3M

- (b) 使用状況は、次に掲げる事項について点検し、浄化槽の使用が適切であることを確認する。
 - (1) し尿を洗い流す水が適正量であること。
 - (2) 殺虫剤、洗剤、防臭剤、油脂類、紙おむつ、衛生用品等であって、浄化槽の正常な機能を妨げるものを流入させていないこと。
 - (3) 浄化槽にあっては、工場廃水、雨水その他の特殊な排水を流入させていないこと。
 - (4) 電気設備を有する浄化槽にあっては、電源を切っていないこと。
 - (5) 浄化槽の上部又は周辺には、点検保守又は清掃に支障を及ぼすおそれのある構造物を設けていないこと。
 - (6) 浄化槽の上部には、その機能に支障を及ぼすおそれのある荷重をかけていないこと。
 - (7) 通気装置の開口部をふさいでいないこと。
- (c) 設置状況は、次に掲げる事項について点検し、浄化槽の設置及び機能の状況が良好であることを確認する。
 - (1) 流入管きよと槽の接続及び放流管きよと槽の接続の状況
 - (2) 槽の水平の保持の状況
 - (3) 流入管きよにおけるし尿、雑排水等の流れ方の状況
 - (4) 単位装置及び付属機器類の設置の位置の状況
 - (5) スカムの生成、汚泥等の堆積、スクリーンの目詰まり、生物膜の生成その他 単位装置及び付属機器類の機能の状態
- (d) 流入管きよ、インバート樹、移流管、移流口、越流ぜき、流出口及び放流管きよに異物等が付着しないようにする。
- (e) スクリーンが閉鎖しないようにする。

- (f) 流量調整タンク又は流量調整槽及び中間流量調整槽は、ポンプ作動水位及び計装置の調整を行い、汚水を安定して移送できるようにする。
- (g) ばっ気装置又はかくはん装置は、散気装置が目詰まりしないようにし、又機械かくはん装置に異物等が付着しないようにする。
- (h) 駆動装置及びポンプ装置は、常時又は一定の時間ごとに作動するようにする。
- (i) 嫌気ろ床槽又は脱窒ろ床槽は、滞流域が生じないようにし、及び異常な水位の上昇が生じないようにする。
- (j) 接触ばっ気室又は接触ばっ気槽、硝化用接触槽、脱窒用接触槽及び再ばっ気槽は、溶存酸素量が適正に保持されるようにし、滞流域が生じないようにする。また、混合液浮遊物質濃度が規定値内に保持されるようにする。
- (k) ばっ気タンク、ばっ気室又はばっ気槽及び流路、硝化槽及び脱窒槽は、溶存酸素量及び混合液浮遊物質濃度が規定値内に保持されるようにする。
- (l) 散水ろ床型二次処理装置は、流水部が均等に流水するようにし、流水部に異物等が付着しないようにする。
- (m) 平面酸化型二次処理装置は、流水路に均等に流水するようにし、流水部に異物等が付着しないようにする。
- (n) 汚泥返送装置又は汚泥移送装置及び循環装置は、適正に作動するようにする。
- (o) 砂ろ過装置及び活性炭吸着装置は、通水量を適正にし、ろ材、活性炭の洗浄及び交換を適切に行う。
- (p) 汚泥濃縮装置及び汚泥脱水装置は、適正に作動するようにする。
- (q) 吸着剤、凝集剤、水素イオン濃度調整剤その他の薬剤を使用する場合には、その供給量を適度に調整する。
- (r) 悪臭並びに騒音及び振動により周囲の生活環境を損なわないようにし、蚊、ハエ等の発生の防止に必要な措置を講じる。
- (s) 放流水（地下浸透方式の浄化槽からの流水を除く）は、環境衛生上の支障が生じないように消毒されるようにする。
- (t) 水量、水質計測機器及び記録機器が適正に作動するようにする。

4.6.3 水質に関する検査

- (a) 水質に関する検査の一般事項は、次による。
 - (1) 水質に関する検査を毎年1回行う。ただし、当該検査は、浄化槽法第57条第1項に定める指定検査機関が行うものとする。
 - (2) 検査は、浄化槽法第11条に基づく浄化槽の水質に関する検査の検出方法、検査票及び検査結果の判定等について（平成7年6月20日衛浄第34号）に従い適正に行う。
 - (3) 検査の場所は、当該浄化槽が設置されている場所とする。
 - (4) 検査項目は次に掲げるものとする。
 - (イ) 浄化槽の設置状態及び管理状態についての外観検査
 - (ロ) 放流水等についての水質検査
 - (ハ) 浄化槽の保守点検及び清掃の実施状況等についての書類検査
- (b) 外観検査は、浄化槽の設置場所において、その設置されている状態を観察し及び浄化槽内を目視することにより、次に掲げる項目について行う。
 - (1) 設置状況
 - (2) 設置の稼働状況
 - (3) 水の流れ方の状況
 - (4) 使用の状況
 - (5) 悪臭の発生
 - (6) 消毒の実施状況
 - (7) 蚊、ハエ等の発生

(c) 水質検査は、次に掲げる項目について行う。なお、検査方法は、浄化槽法第 11 条に基づく浄化槽の水質に関する検査の検査方法、検査表及び検査結果の判定等について（平成 7 年 6 月 20 日衛浄第 34 号）による。

- (1) 水素イオン濃度
- (2) 溶存酸素量
- (3) 透視度
- (4) 残留塩素濃度
- (5) 生物化学的酸素要求量